

令和3年度

保育所ガイド



北 広 島 市

Kitahiroshima-City

目 次

1	教育・保育給付認定について	P1
	(1) 子ども・子育て支援制度	P1
	(2) 認定区分	P1
	(3) 保育の必要量（保育を必要とする時間）	P1
	(4) 保育を必要とする事由（2号認定、3号認定）	P2
2	利用者負担額（保育料）等について	P3
	(1) 3歳児～5歳児クラスの利用者負担額（保育料）等について	P3
	(2) 0歳児～2歳児クラスの利用者負担額（保育料）等について	P4
	令和3年度 保育料徴収額表（案）	P6
3	入所申込みについて	P7
	(1) 施設の入所期間と申請期間	P7
	(2) 申込みに必要な書類について	P7
	北広島市保育施設申請書類チェック表	P8
	(3) 特別支援児童保育について	P9
	(4) 広域入所について	P9
	(5) 入所の決定について	P9
	(6) 入所にあたって	P10
	(7) 退所について	P10
	(8) 申込み内容が変更となった場合	P10
4	保育施設のご案内	P11
	(1) 市内の認可保育施設一覧	P11
	(2) 施設ご紹介	P12
	すみれ保育園	P12
	すずらん保育園	P14
	稲穂保育園	P16
	西の里きらきら保育園	P18
	はだかんぼ保育園	P20
	大曲いちい保育園	P22
	大地太陽森の家保育園	P24
	大曲はだかんぼ保育園	P26
	あおぞら保育園	P28
	小規模保育園こどものもり	P30
	認定こども園札幌自由の森幼稚園・保育園	P32
	認定こども園北広島わかば幼稚園	P34
	大谷むつみ認定こども園	P36
	(3) 企業主導型保育事業	P38
	(4) 施設マップ	P40
5	その他の保育サービス	P43
	(1) 地域子育て支援センター事業	P43
	(2) 一時預かり事業	P44
	北広島市ファミリー・サポート・センター	P46
	きたひろしまこども緊急さぼねっと	P48

1 教育・保育給付認定について

(1) 子ども・子育て支援制度

すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもが健やかに成長できる社会をめざして、平成27年4月から「子ども・子育て支援制度」がスタートしました。

保育施設や新制度に移行した幼稚園（※）等を利用するには、教育・保育の必要性に応じた「支給認定」を受けていただく必要があります。

※この制度に移行しない幼稚園の利用手続きは各幼稚園にお問い合わせください。

(2) 認定区分

保育施設、新制度に移行した幼稚園等を希望する保護者は、利用のための支給認定を受ける必要があります。本ガイドでは、保育施設を利用する2・3号認定の手続き等をご紹介します。

認定区分	年齢	保育の必要性	給付の内容	利用できる施設	申請先
1号	満3歳以上	なし	・教育標準時間	・新制度の幼稚園 ・認定こども園（教育）	・各施設
2号	満3歳以上	あり	・保育標準時間 ・保育短時間	・保育所 ・認定こども園（保育） ・家庭的保育事業等	・北広島市子ども家庭課 ・西部・大曲・西の里出張所
3号	満3歳未満				

(3) 保育の必要量（保育を必要とする時間）

保護者の就労時間や通勤時間などにより保育の必要量の認定を行います。保育の必要量に応じて「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の2種類があり、各家庭における保育を必要とする時間数を考慮し、市が決定します。

保育の必要量	利用可能時間
保育標準時間	1日11時間まで
保育短時間	1日8時間まで

【保育時間の考え方】 ※ 市立保育園の場合の例です。設定時間は保育施設により異なります。

（保育短時間は8:30から16:30までに設定した場合）

	7:30	8:30	16:30	18:30	19:30
保育標準時間 設定の場合	標準時間利用（最大で11時間）				延長保育
保育短時間 設定の場合	延長保育	短時間利用（最大で8時間）		延長保育	

※時間数を超過して利用する場合は延長保育となり、別途延長保育料が必要です。

(4) 保育を必要とする事由（2号認定、3号認定）

2号認定・3号認定を受けるには、生後7週目から小学校入学前までの乳幼児で、保護者が次のいずれかの事由に該当することが必要です。

保育を必要とする事由		条件・認定期間	保育の必要量
①	就労 (自営業、内職等を含む)	・月 120 時間以上 ・在職期間	保育標準時間
		・月 64 時間以上 120 時間未満 ・在職期間	保育短時間
②	妊娠・出産	・出産予定日 8 週前から出産日の 8 週間後まで	保育標準時間
③	傷病・障がい	・療養に要する期間	保育標準時間
④	家族の介護・看護	・月 120 時間以上 ・介護・看護に要する期間	保育標準時間
		・月 64 時間以上 120 時間未満 ・介護・看護に要する期間	保育短時間
⑤	虐待や DV 等	・特別な支援が必要と認められる場合	保育標準時間
⑥	就学・職業訓練	・月 120 時間以上 ・就学・訓練期間	保育標準時間
		・月 64 時間以上 120 時間未満 ・就学・訓練期間	保育短時間
⑦	求職活動	・90 日（経過する日の属する月の末日まで）	保育短時間
⑧	災害復旧	・災害復旧に要する期間	保育標準時間
⑨	育児休業	・育児休業終了日の属する月の末日まで ・すでに保育施設を利用している児童のみ	保育短時間
⑩	その他	・市長が①～⑨に類する状況にあると認める場合	必要に応じて決定

認定を受けるための手続きは入所の申請と併せて行います。詳しくは「3 入所申込みについて」(P7～)をご覧ください。

2 利用者負担額（保育料）等について

(1) 3歳児～5歳児クラスの利用者負担額（保育料）等について

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、3歳児～5歳児クラスの保育料が無償化されました。

これまでも、保育料の一部として保護者負担となっておりました給食の材料費（給食費）は、無償化にあってもこの考え方を維持することとされました。引き続き、給食費は保護者による負担となり、3歳児～5歳児クラスの場合は、施設に直接お支払いいただくこととなります。その金額や内訳は各保育施設において設定され、保護者に通知されます。

なお、下記に該当する方は、給食費のうちの副食費（おかず、おやつなど）が免除されます。

- ① 年収360万円未満相当世帯の子ども
- ② 所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども

【副食費の免除対象】

第1階層（生活保護世帯）	第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収260万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層（年収330万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収360万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収470万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収640万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第6階層（年収930万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第7階層（年収1,130万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第8階層（年収1,130万円相当以上）	第1子	第2子	第3子以降

※ 囲み文字の部分副食費免除対象

【多子の算定基準】

世帯年収に応じて、下表の該当する子どもを対象に、年長から第1子、第2子、第3子と算定

世帯収入	算定基準
年収360万円未満相当	年齢制限なし（別居・別生計含む）
年収360万円相当以上	就学前で保育所、幼稚園、認定こども園及び その他指定の施設等を利用（同一世帯のみ）

(2) 0歳児～2歳児クラスの利用者負担額（保育料）等について

① 利用者負担額（保育料）の決定方法について

保育料は、所得に応じた階層区分、保育必要量（標準時間・短時間）、多子軽減（2人以上のお子さんが通所（園）した場合等による軽減）等により決定しています。また、0歳児～2歳児クラスの給食費は保育料に含まれます。

階層区分は、世帯（保護者等）の市町村民税所得割額（以下「税額」）の合計によって決定します。なお、直近の所得状況を反映させる観点から、9月に保育料の切り替えを行います。収入の増減等による税額の変更に伴い、保育料が変更となる場合があります。また、修正申告等により年度途中で税額が変更となった場合は、その年度当初の4月又は切替え時期の9月にさかのぼって変更となりますので、市子ども家庭課に申し出が必要です。年度の途中で市の課税資料との照合の結果、市町村民税所得割額変更により、入所時にさかのぼって保育料が変更になることがあります。なお、市町村民税の所得割額は、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除）の適用前の額となります。

市町村民税の申告がない場合は、最高階層の区分（D16）となる場合があります。

世帯には、内縁の夫（妻）や単身赴任等で住民票が別になっている父母等の保護者を含みます。

月の途中入所の場合、その月の保育料は、日割り計算となります。

政令指定都市において新税率（8％）により算出された税額については、旧税率（6％）で算出した税額で階層を決定します。

次の場合は保育料が変更になる場合がありますので、市子ども家庭課に申し出が必要です。

- ・ 修正申告をして年度途中で税額が変更になった場合
- ・ 結婚や離婚、別居、離婚調停などで世帯の状況が変わった場合
- ・ 入所児童の兄・姉について、新制度に移行していない幼稚園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、障害児通所支援、医療型児童発達支援を利用する場合、または利用しなくなった場合

② 利用者負担額（保育料）の減免及び軽減について

(ア) 減免について

○ 失業（自己都合を除く）、疾病、災害等で収入が著しく減少してお困りの方は、保育料の減免制度に該当する場合があります。

○ ひとり親世帯の場合、第1子は2,000円、第2子は1,000円減免になる制度があります。

○ 保護者が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等の交付を受けている場合、等級などによって第1子は2,000円、第2子は1,000円減免になる制度に該当する場合があります。

※ 減免を受けるためには、別途申請が必要です。

減免の対象期間は、原則として申請のあった日または翌月から年度末までです。

(イ) 多子世帯への負担軽減について

○ 世帯年収約640万円未満の世帯

年齢の制限なく、生計が同一の兄・姉から順に第1子と数え、第2子以降の保育料は無償となります。

- 世帯年収約640万円以上の世帯
就学前で保育所、幼稚園、認定こども園及びその他指定の施設等を利用している子どもの中で、最も年齢の高い子どもから第1子と数え、第2子については半額（P6 保育料徴収額表の各階層【 】内の金額）、第3子以降については無償となります。
- 年少扶養控除等のみなし適用
多子（19歳未満の扶養親族3人以上）世帯の児童を対象に、税法では既に廃止されている年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分（以下「年少扶養控除等」）を当分の間、みなし適用しています。
- (ウ) ひとり親世帯または身体障害者手帳等の交付を受けている方がいる世帯への保育料負担軽減について
 - 世帯年収約360万円未満の世帯
第1子から保育料が無償となります。
 - 寡婦控除のみなし適用について
未婚の母または父からなるひとり親家庭について、親の婚姻歴の有無に関わらず寡婦控除をみなし適用します。

世帯年収と市町村民税所得割額について

◆世帯年収約360万円未満の世帯

ひとり親世帯等の場合は市町村民税所得割額が77,101円未満、その他の世帯は市町村民税所得割額が57,700円未満の場合に対象となります。

◆世帯年収約640万円未満の世帯

市町村民税所得割額が169,000円未満の場合に対象となります。

③ 保育料の納付について

保育料の納付書は、保育入所承諾通知書（入所決定通知）と併せて市子ども家庭課から送付します。毎月指定された納期までに最寄りの金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納付してください。

◎便利な口座振替のご利用を！

納め忘れがないように、口座振替のご利用をお勧めします。

※ 口座振替依頼書は、市役所子ども家庭課、西部・大曲・西の里出張所、各保育施設にあります。

ただし、「こどものもり」、「認定こども園札幌自由の森幼稚園・保育園」、「認定こども園北広島わかば幼稚園」、「大谷むつみ認定こども園」は各施設に直接保育料を納付していただきます。詳しくは各施設にお問い合わせください。

保育料は、保育にかかる経費の一部を保護者の皆様に負担していただくものです。納入期限を守り、納め忘れのないようにしてください。